

東京都バドミントン協会規約

第 1 条 本会は公益財団法人日本バドミントン協会の支部にして、東京都バドミントン協会と称す。

第 2 条 本会の事務所は、東京都内に置く。

第 3 条 本会は都内バドミントン団体の中枢機関となり、バドミンントンの健全な普及発展を図り、併せて都民体育、レクリエーションに寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 各競技会の開催
2. 競技及び技術の指導
3. バドミントンに関する調査研究
4. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 5 条 本会の会員は都下バドミントン団体で理事会が承認したものに限る。
団体とは別に定める規定による本会の支部及び連盟を言う。

第 6 条 会員は会長に届け出て退会することが出来る。
会員が次に当るときは会長は理事会の議を経て退会させることが出来る。

1. 本会の秩序を乱した時
2. 故なく会費を滞納した時

(役員)

第 7 条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理事長	1 名
副理事長	若干名
常務理事	若干名 (会計常務 1 名を含む)
理 事	若干名
監 事	2 名
評議員	若干名

(会長)

第 8 条 会長は総会において推薦する。

会長は本会を代表し会務を総理する。
任期は2年とし重任を妨げない。

(副会長)

第9条 副会長は総会において推薦し会長これを委嘱する。
副会長は会長を補佐し会長事故ある時は会長の職務を行う。
任期は2年とし重任を妨げない。

(理事長 副理事長 常務理事)

第10条 理事長・副理事長及び常務理事は理事より互選し会長これを委嘱する。
理事長は会長の命を受けて会務を執行する。
副理事長は理事長を補佐し理事長事故ある時はその職務を代行する。
常務理事は常務理事会を組織し理事長を補佐する。
任期は2年とし重任を妨げない。

(理事 監事)

第11条 理事及び監事は評議員の中からその定めるところに従い総会の議を経て選任し会長これを委嘱する。
なを、会長が必要と認めたときは理事会の議を経て若干名を委嘱することが出来る。
理事は理事会において本会の会務を司る。
監事は本会の財務を監査する。
理事及び監事は評議員を兼ねることが出来ない。
任期は2年とし重任を妨げない。

第12条 評議員は各支部及び連盟より代表者1名を選出し会長これを委嘱する。

(名誉役員)

第13条 会長の諮問に応ずるため、総会の議を経て名誉顧問、名誉会長、顧問、参与、相談役を置く事が出来る。
任期は2年とし重任を妨げない。

第14条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とし増員による役員の任期は他の役員の任期間とする。

第15条 本協会の会務を処理するため事務局長を置くことが出来る。事務局長は理事会の決議により常務理事の中より会長これを任命する。

(総会)

第16条 総会は定期総会及び臨時総会とする。
総会は会長・副会長・理事長・副理事長・常務理事・理事・監事及び評議員並びに以上の

代理人（以下構成員と言う）を以って構成する。

定期総会は年度終了後2ヶ月以内に開き、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の請求があったとき臨時に開く。

第17条 定期総会では次の事項を決定する。

1. 事業並びに収支決算報告の承認に関する事項。
2. 予算編成並びに事業計画に関する事項。
3. 規約の改正に関する事項。
4. 役員を選出に関する事項。
5. 重要な財産の処分又は重大な義務の負担に関する事項。
6. その他理事会において総会に付する事を適当と認めた事項。

第18条 総会は会長がこれを召集する。

第19条 総会の議長は会長これに当り、会長不在の時は出席した構成員の中から選任する。

議長は総会の秩序を保持し議事を整理する。

総会は構成員の半数以上が出席（委任状含む）しなければこれを開くことが出来ない。

第20条 総会における議決権は出席した構成員（委任状含む）に付各1票とし議事はその半数を以って決する。

可否同数のときは議長の決する処による。

（理事会・常務理事会）

第21条 理事会は理事長・副理事長・常務理事及び理事を以って組織し、その決議は出席した役員
の半数を持って決する。

可否同数のときは理事長の決する処による。

理事会は理事長これを召集し総会から委任された事項を審議運営する。

常務理事会は会長・副会長及び常務理事を以って組織し、その議事は出席者の過半数を以って決する。

常務理事会は理事長これを召集し総会及び理事会により委任された事項を審議運営する。

可否同数のときは理事長の決する処による。

（会計）

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年の3月31日を以って終わる。

本会の経費は会費・寄付金・補助金及びその他の収入をこれに充てる。

会の資産は会長が管理する。

監事は収入支出の決算を監査し、定期総会において監査報告をしなければならない。

第23条 本会の会費は総会の議を経て別に定める。

第24条 この規約の改正は構成員の3分の2以上が出席した総会において過半数の賛成を以って議決しなければならない。

付則

1. この規約は昭和30年12月4日から施行する。
この規約に定めない事項については理事会の議を経て決定する。
2. この規約は昭和35年4月1日から改正施行する。
3. この規約は昭和40年4月30日から改正施行する。
4. この規約は昭和42年4月1日から改正施行する。
5. この規約は平成10年4月1日から改正施行する。
6. この規約は平成23年4月1日から改正施行する。

備考

支部及び連盟の定義

支部 東京都の行政区分で定めた、区市町村単位の団体

連盟 東京都を単位としたバドミントンを愛好する団体

年間登録会費

支部及び連盟		6,000円
個人会費	一般	800円
	大学生	600円
	高校生	300円
	中学生	300円
	小学生	300円